

衆議院 厚生委員會議録 第五号

平成九年十一月二十六日(水曜日) 午前十時二分開議

出席委員

委員長 金子 一義君

理事 佐藤 剛男君 理事 津島 雄二君

理事 辰野 甚造君 理事 根本 匠君

理事 岡田 克也君 理事 山本 孝史君

理事 金田 誠一君 理事 児玉 健次君

理事 江渡 聡徳君 理事 衛藤 辰一君

大村 秀幸君 阪上 善秀君

櫻井 郁三君 鈴木 俊一君

田村 憲久君 戸井田 徹君

能勢 和子君 原田 義昭君

松田 仁君 堀之内久男君

松本 純君 山下 徳夫君

青山 二三君 大口 善徳君

坂口 力君 堀島 豊君

樹屋 敬悟君 矢上 雅義君

古田 幸弘君 求津 守史君

家西 悟君 石毛 鏡子君

中村 伸五君 瀬古中起子君

中川 智子君 鴨下一郎君

土屋 品子君 土肥 隆一君

山本 幸三君

出席國務大臣

厚生大臣 小泉純一郎君

出席政府委員

厚生政務次官 原田 義昭君

厚生大臣官房長 近藤純五郎君

厚生大臣官房総務審議官 田中 泰山君

厚生省健康政策局長 谷 修一君

厚生省保健医療局長 小林 秀資君

委員外の出席者

厚生省生活衛生局長 小野 昭雄君

厚生省医薬安全局長 中西 明典君

厚生省保険局長 高木 俊明君

環境庁企画調整局長 中島 正治君

環境保健部環境安全課長 辰野 裕一君

文部省初等中等教育局特殊教育課長 辰野 裕一君

文部省体育局長 玉井日出夫君

厚生大臣官房障害保健福祉部長 篠崎 英夫君

厚生委員会調査室長 市川 喬君

委員の異動

十一月二十六日 補欠選任

同日 安倍 晋三君 阪上 善秀君

同日 補欠選任 補欠選任

同日 阪上 善秀君 安倍 晋三君

十一月二十五日

中小自営業者婦人の健康と母性保護、社会的・経済的地位向上に関する請願(北橋健治君紹介(第六七五号))

同(辻元清美君紹介(第七五二号))

同(土井たか子君紹介(第七五三号))

同(藤木洋子君紹介(第七五四号))

同(石井郁子君紹介(第八〇二号))

同(木島日出夫君紹介(第八〇二号))

医療保険制度の改善反対、医療充実に関する請

願(矢島恒夫君紹介(第六九〇号))

介護保険法案の抜本的修正に関する請願(殺田 恵一君紹介(第六九二号))

同(志位和夫君紹介(第六九二号))

同(松本善明君紹介(第六九三号))

同(瀬古中起子君紹介(第七二二号))

公的介護保険制度の早期確立に関する請願(古 堅実吉君紹介(第六九四号))

子供の性的搾取、虐待をなくすための立法措置 に関する請願(海江田万里君紹介(第七二二号))

同(海江田万里君紹介(第七二二号))

同(森山眞弓君紹介(第八〇〇号))

児童を性的に搾取する行為を禁止するための児 童福祉法第三十四条の改正に関する請願(土井 たか子君紹介(第七四九号))

速伝子組換え食品の安全性確保に関する請願 (藤田スミ君紹介(第七五〇号))

は本委員会に付託された。

十一月二十六日

医療制度の充実に関する陳情書外二件(岩手県 胆沢郡胆沢町南都田字加賀谷地二七〇胆沢町議 会内千雅和男外三名(第七二二号))

地域医療保健、福祉対策の推進に関する陳情書 外二件(仙台市青葉区上杉一の二の三佐藤雄吉 郎外三名(第七二二号))

社会福祉対策の充実強化に関する陳情書外一件 (水戸市三の九の一の四の五〇齋藤和夫外二名 (第七三三号))

国立ハンセン病療養所の医療、福祉の改善等に 関する陳情書(東京都東村山町一の一の二の三 細淵一男(第七四四号))

国民のための公的介護保険制度の確立に関する 陳情書外一件(那覇市泉崎一の一の一那覇市議

会内安里安明外一名(第七五五号))

看護婦の増員、夜勤改善に関する陳情書(徳島 県麻植郡川島町大字森村八〇三川島町議会内住 友順二(第七六六号))

腸管出血性大腸菌による食中毒の発生防止対策 の推進に関する陳情書(広島市中区基町一〇の 五二広島県議会内榎山俊彦(第七七七号))

速伝子組換え食品の安全性等に関する陳情書外 八件(名古屋市中区三の九の二の二愛知県議 会内大見志朗外八名(第七七八号))

速伝子組換え食品の輸入禁止等に関する陳情書 (奈良県生駒郡平群町吉新一の一の一平群町議 会内北川義一(第七七九号))

世界保健機関神戸センターの運営支援に関する 陳情書(大阪府中央区本町橋二の八大西正文 (第八〇二号))

公的年金受給者現況届の改善に関する陳情書 (山口市大手町九の一の一杉原記美(第八一五号))

児童扶養手当と公的年金の併給に係る制度改善 に関する陳情書(山口市大手町九の一の一杉原記 美(第八二二号))

放課後児童対策事業の法制化に関する陳情書 (佐賀市内一の一の五九佐賀県議会内宮原岩 政(第八三三号))

少子化対策の充実等に関する陳情書外二件(鳥 取市東町一の一の二〇鳥取県議会内藤井省二外二 名(第八四四号))

子供の商業的性的搾取撤廃に関する陳情書(京 良市登大路町三〇奈良県議会内福田守忠(第八 五五号))

ダイオキシン対策への特別な財政措置に関する 陳情書外四件(宮城県古川市七日町一の一古川 市議会内今野宗徳外四名(第八六六号))

広域廃棄物の処理対策の推進等に関する陳情書 (大阪市天王寺区東上町八の三四磯村隆文(第

まして、研修終了時の講習及び認定試験は中止したところでございます。

○中桐委員 通信教育というより女性形のものになったということなんですが、先ほどの国際エスエテ連盟などの基準、取り組みを含めて、さらにこの点については再検討していただいで、十分な指導を厚生省として行っていただきたいというふうに思います。

さて、時間がございませんので、その次に移りたいわけですが、このエステティックサロンで行われている電気脱毛の問題について、これは極めて位置づけが不明確といえますか、これが医師法に違反するという見解がこれまで出されておるわけですが、この見解にもしなわたりがなしとしますと、これから行っていく、業界の技術レベルの向上というこのために行う研修制度、この研修制度の中に電気脱毛という項目が入りますと、医師法違反との判断をしている厚生省通知との整合性が問題になるといことになるわけですが、この点について、どのように厚生省としては今後対処されていかれるのか。

また、この点について、医師法違反であるということになりますと非常に問題が複雑になってまいりますので、新たに、これは国家資格かどうかは別ですが、つまり、国際エステ連盟等がつくっている自主的な資格等のことも勘案しながら、しかし、いずれにしてもレベルアップをするための何らかの取り組みが必要である。具体的に言えば、国家資格ということであれば、そういう資格法あるいは業法というふうなものを設定することによって何らかのレベルアップを図る必要があると思うわけですが、これらの点について、厚生省の御見解を伺いたいと思います。

○小野(昭二)政府委員 昭和五十九年に健康政策局の医事課から、電気脱毛は医行為であるとの見解を示しているところでございますが、この医行為の内容につきましては、医学等の進歩によりまして変わり得るものがございます。

いわゆる電気脱毛について申し上げますと、昭和

五十九年当時と現在のものでは、その機軸が格段に進歩いたしております。一例を挙げますと、例えば昭和五十九年当時は通電量のメーターがございまして、現在はございません。それから、一回の通電時間が六十秒から百八十秒かかっていたわけですが、現在は七、八秒でございまして、それから、針の反復使用は、五十九年当時は反復使用いたしておりましたが、現在は使っていないとございまして、一回に挿入する針の数も十六本から一本というふうに減ってきております。

そういった状況がございまして、最近の電気脱毛機軸につきましてはそういう性能の向上があるということもございまして、可罰的違法性がないと認められるケースもあるわけでございます。昭和五十九年以降、医師法違反の容疑で摘発された四つの事例はいずれも起訴されていないというふうなこともございまして、そういった状況を踏まえますと、現在では、一律に取り締まりの対象とすることは難しいと考えております。

しかしながら、先生御指摘にございましたように、日本エステティック研究財団が講習を始めたことにつきましては、現状を少しでも改善をいたしまして、利用者の安全を高めようという取り組みであることから、直ちに中止させなければならぬという性格のものとは考えておりません。

それから、業法その他の考えはという御指摘でございますが、医師法違反によりまして取り締まりが困難だというような現実にかんがみますと、御指摘のような資格法あるいは業法を制定いたしまして、これによりまして規制を行うことは一つの方法であるかと考えております。

しかしながら、過去の臨時行政改革推進審議会の答申におきまして、資格制度の新設を厳に抑制すべきであるとされておりました。行政改革の観点からは、新たな資格法あるいは業法を制定することは現実的でないかと考えております。また、関係者が非常にたくさんおりますので、その調整を行うことは非常に時間を要するということでは

現時点では非常に困難であると考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、業界がその技術レベルを向上させるといふ自主的な取り組みをさらに積極的に進めるといふことは意味があるものと考えておりました。御指摘の点も踏まえ、よく検討したいと考えております。

○中桐委員 非常に複雑な問題というが、それさらに、いわゆる資格をどんどんつくっていくということについても必ずしもそれでいいというふうにも私も思わないところがございます。この点につきましては、さらに検討していただきたいと思っております。

しかし、いずれにいたしましても、このエステティック業界の中で業界団体に加入している率が約一割と、この前消費者問題特別委員会で通産省がお答えになつていたと思うんですが、そういった、業界そのもののリーダースhipを発揮してしましても一割にしか影響が出ないということでございます。かなり問題は深刻ではないか。

先ほどの苦情の件数が年々増加しておりました。今年度も、まだ半期でございますが、ほぼ同じような件数が増加してきています。その中にはサービスの質の問題も含めて出てきているということもございまして、この点につきまして、やはり業界がもっと広く、エステティック業界にかかわっている、そういう業務をしているところをカバー率をどんどん上げて、そして、かつレベルの高いカリキュラムを組み、技術研修、理論研修、そして業務の適正な運営というふうなものがあろうというふうに私は思っております。

そこで今後、一つは医師法との整合性をどのように図るのかという問題、そして、特に急がれる業界の技術水準の向上、この二点につきまして大臣としてはどのようにお考えなのか、今後の決意をお聞きして、私の質問を終わりたいと思っております。

○小泉國務大臣 今政府委員から答弁しましたように、この問題についてはいろいろ難しい点もあると思っておりますが、消費者も気をつけてもらわないといけないと思うのです。

業界といたしても、業者はたくさんいる。その水準も大違いだ。中にはいいかげんなものもあるかもしれない。問題のないところもあるかもしれない。この点について、電気脱毛等について、今、お医者さんでなくても被害を出さないで済むような機械なり技術が発達しているという点もあると思っております。いわゆる性能が向上しているようでありまして、この点について、一律にこれを取り締まりの対象にするというのがなかなか難しいようでありまして。

一方、電気脱毛についてはいろいろな消費者から健康被害の苦情が寄せられております。この健康被害を減少させるためには、特に悪質なものについては医師法違反で取り締まることのできると思っております。今後は業界による自主的な取り組みによって技術水準の向上と業法の適切な、妥当が図られるよう、厚生省としても指導をしていく必要があるのではないかというふうに感じております。

この点については、よく消費者にも理解してもらおう、そして業界にもきちんとした対応をとってもらおうという指導が必要だと私は考えております。

○中桐委員 消費者の問題についてはどのようにやっていくかということについて、これは情報公開とか何かデータベースとか、そんなものもあるだろうし、それは業界独自でやっていいわけですが、それ、そういったことが必要だろうというふうに思っておりますので、その点については最後に付け加えていただきます。

○金子委員長 以上で中桐委員の質疑は終了いたしました。

次に、瀬古由起子さん。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。昨年の四月一日に、予防法が廃止されましたからちょうど一年七カ月たちました。この間、私は、全国にあります国立療養所の十五カ所のうち